

# 山青森林県報

号外第十一号

目次

内水面漁場管理委員会

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………  
○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示（海事局）……………  
（同）……………

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業権に係る令和三年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

青森県内水面漁場管理委員会  
会長 濱田正隆

免許番号	内共第一号	内共第二号	湖河沼川	魚種	増殖計画量の基準
吾妻川	笠内川				
アユ ヤマメ イワナ	ヤマメ イワナ		アユ ヤマメ イワナ		
種苗放流 種苗放流 産卵床造成	種苗放流 種苗放流 一箇所以上	一万尾（六〇キログラム）以上 一万尾（二〇キログラム）以上			
産卵床造成 二箇所以上	二千尾（二二キログラム）以上 二千尾（四キログラム）以上				



内共第三十 三号	内共第三十 四号	内共第三十 内共第三十 左京沼	大沼	内共第三十 二号
コイ ウナギ	コイ エビ	コイ エビ	コイ ウナギ	コイ ウナギ
種苗放流 以上	種苗放流 三箇所以上	種苗放流 一万五千尾（三〇キログラム）以 上	種苗放流 千二百五十尾（二十五キログラム）	種苗放流 一万五千尾（三〇キログラム）以 上
湖・内 小川原	面木沼 沼・田 市柳	高瀬川 老鶴川	老鶴川	老鶴川
コイ ワカサギ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	ヤマメ イワナ ウダイ	アユ ヤマメ イワナ ウダイ	川 小老部
種苗放流 上	種苗放流 一千尾（二キログラム）以上	種苗放流 六千尾（一一キログラム）以上	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上	種苗放流 五百尾（十キログラム）以上
種苗放流 内共第四十 九号	種苗放流 内共第三十 七号	種苗放流 内共第三十 内共第三十 六号	種苗放流 内共第三十 内共第三十 五号	種苗放流 内共第三十 内共第三十 四号

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十七条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和三年三月十二日

## 一 指示の内容

青森県内水面漁場管理委員会  
会長 濱田正隆

コイの持ち出しの禁止  
県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」とい  
う。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑い  
があるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が  
考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」  
という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」とい

六号	農内共第一	川				
入瀬川	湖・奥	十和田				
エビ	型	ス (陸封)	ヒメマス	ウグイ	コイ	ヤマメ
種苗放流		サクラマ		イワナ	フナ	ヤマメ
種苗放流						種苗放流
種苗放流						産卵床造成
種苗放流						四万尾 (八〇キログラム) 以上
種苗放流						二箇所以上
種苗放流						産卵床造成
種苗放流						三箇所以上
種苗放流						産卵床造成
種苗放流						八箇所以上
種苗放流						上
種苗放流						一万六千尾 (三一キログラム) 以
種苗放流						増殖床造成
種苗放流						五箇所以上
種苗放流						二万五千尾以上
種苗放流						十六箇所以上

う。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

## 2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。
- (三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

## 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## 二 指示期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(発行所  
青森市長・島  
一丁人)  
森目一  
番一  
県号

(印刷所  
青森市第二  
東奥印刷株式会社  
間屋町三丁目  
販売人)  
式会七号

定価 每週月・水・金曜日發行  
小口一枚二付十五円